

2017 (平成29) 年4月3日

有限会社台企画 御中

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973  
理事長 池本 誠司



## 申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社に対して平成28年10月6日付でお問合せの書面を送付いたしましたが、貴社よりご回答を得られませんでした。当会において、貴社が使用している規約等を改めて検討した結果、貴社が使用している規約等が消費者契約法に違反するものと思料いたしますので、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到着後2週間以内に、本申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

## 記

### 第1 申入れの趣旨

貴社が使用する契約条項のうち、以下の条項について、使用停止、もしくは適切な内容に修正することを求めます。

#### 1 契約条項第8条 (会員の義務と遵守事項) 第13項

「交際相手とのトラブルについては自己責任とし、甲及び連盟は責任を負わないものとします。」

#### 2 契約条項第17条 (クーリングオフ)

「乙がクーリング・オフ期間 (契約日から8日間) 内に契約の解除を申出た場合には、甲は無条件で契約を解除します。」

#### 3 契約条項第18条 (中途解約) 第2条

「役務提供開始後である場合、入会金から①、②と③の合計額を差引いた額を返還致します。

①入会金を契約期間で期間按分し算出した、経過月数分の費用。

②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用 (3万円)。

③解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）。」

## 第2 申入れの理由

### 1 契約条項第8条（会員の義務と遵守事項）第13項について

消費者契約法第8条第1号は「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」を、同条第3号は「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項」をそれぞれ無効とする旨規定しております。

貴社は、契約条項第8条第13項において、貴社契約者と交際相手とのトラブルが生じた場合の貴社の損害賠償責任に関して「甲及び連盟は責任を負わない」と定めます。

本条項は、貴社契約者と交際相手との間のトラブルが生じ、当該トラブルにつき貴社に帰責事由が認められる場合であっても一律に貴社が貴社契約者（消費者）に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項と読めます。

よって、貴社の契約条項第8条第13項は、消費者契約法第8条第1号及び同条第3号に違反し、無効となります。

### 2 契約条項第17条（クーリングオフ）について

特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）上の特定継続的役務提供契約におけるクーリング・オフの要件は「第42条第2項又は第3項の書面を受領した日から起算して8日を経過したとき」（特商法第48条第1項）と定められております。

貴社が会員に対して提供する役務は「結婚を希望する者への異性の紹介」（特定商取引に関する法律施行令別表第四の第一欄六）に該当するため、貴社は特定継続的役務提供事業者として特商法第41条ないし第50条の規定に服さなければなりません。

貴社は、契約条項第17条においてクーリング・オフ期間の始期を「契約日」としており、契約日が「乙が第5条第2項の入会申込身上書を提出した日を入会契約日とします。」（契約条項第7条第1項）と定義づけられていることから、入会身上申込書を提出した日から8日間の経過によりクーリング・オフの権利を行使できないと定めます。

特商法第48条第8項には、クーリング・オフに関して「前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。」と定められており、貴社契約条項第17条の規定は特定商取引法第48条第2項よりもクーリング・オフの権利行使期間が早く消滅することから、特定継続的役務提供受領者（消費者）に不利なものです。

よって、貴社の契約条項第17条は、特商法第48条第8項及び同条第2項に違反し、無効となります。

### 3 契約条項第18条（中途解約）第2項について

特商法上の特定継続的役務提供契約における中途解約の要件は、役務提供開始後においては、特商法第49条第2項第1号において、

「役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額
- イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
- ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

と定められております。

既に指摘したとおり、貴社は特定継続的役務提供事業者として特商法第41条ないし第50条の規定に服さなければなりません。

貴社は、契約条項第18条第2項において、貴社契約者が貴社との間の契約を役務提供開始後に中途解約する場合に「①入会金を契約期間で期間按分し算出した、経過月数分の費用。②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円）。③解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）。」の合計額を入会金から差引いた額を貴社契約者に返還する、即ち上記①ないし③の合計額を損害賠償額の予定又は違約金として貴社契約者に負担させるものとします。上記①ないし③のうち、①は特商法第49条第2項第1号イに、③は同号ロにそれぞれ対応するものですが、②は特商法第49条第2項第1号に定めのない損害賠償額の予定又は違約金の定めとなります。

特商法第49条第7項には、クーリング・オフに関して「前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。」と定められており、貴社契約条項第18条第2項の規定は特定商取引法第49条第2項第1号よりも貴社契約者が負担すべき損害賠償額の予定又は違約金の額が多額となることから、特定継続的役務提供受領者（消費者）に不利なものです。

よって、貴社の契約条項第18条第2項は、特商法第49条第7項及び同条第2項第1号に違反し、無効となります。

- 4 以上のとおり、貴社の契約条項のうち、第8条第13項、第17条及び第18条第2項は、消費者契約法又は特商法に違反するものであると思料いたしますので、上記申入れの趣旨のとおり申入れます。

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8972 FAX : 048-844-8973